

「平成24年度 液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」 の取組状況に関する参考資料

平成25年3月7日

経済産業省 商務流通保安グループ
ガス安全室

目 次

1. 業界団体が全国的に展開している対策や宣言 《Ⅳ. 柱書き》
2. 保安教育の確実な実施 《Ⅳ. 1. (3)》
3. CO中毒等事故防止対策 《Ⅳ. 3. (1)①、②、(2)①》
4. 消費機器における事故防止対策 《Ⅳ. 3. (2)②、③、⑥、⑦、(3)①、②》
5. 供給機器における事故防止対策 《Ⅳ. 3. (3)①、②》
6. 質量販売に係る事故防止対策 《Ⅳ. 3. (4)①》
7. 落雪対策 《Ⅳ. 3. (4)②》
8. 自然災害対策 《Ⅳ. 4. 》

注:《》内は平成24年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針の関連部分

1. 業界団体が全国的に展開している対策や提言

①「事故半減のための緊急対策」の実施状況（一般社団法人全国LPガス協会）

○一般社団法人全国LPガス協会（以下「全L協」という。）は、平成24年4月から平成27年3月までの3年間を実施期間とする「LPガス安全安心向上運動」をスタート。これまでの事業の検証を踏まえ、都道府県協会自らが個別の企業と連携を密にした活発な運動を展開するよう計画して実施する。

○平成24年10月に本運動の進捗状況アンケートを実施した。

「23年度末までの事故防止対策」

【重点項目】

- ✓CO中毒事故防止
- ✓お客様の不注意による事故防止
- ✓自然災害対策

【徹底項目】

＜緊急対策第4弾の総ざらい＞

1. 販売事業者の法令遵守徹底
2. 埋設管事故防止
3. 業務用厨房施設等のCO中毒事故防止
4. 販売事業者に起因する事故防止
5. 都道府県協会独自の対策

「LPガス安全安心向上運動」

（平成24年4月から3年間）

【実施目標】

- ✓死亡事故ゼロを目指す。
- ✓販売事業者に起因する事故ゼロを目指す。
- ✓全体の事故件数をできる限り減少させる。
（数値目標としては、直近5年間（H18～H22）の事故件数が平均約220件となっていることから、3年間で1／3以下にすることを目指す。）

全Ｌ協保安２４第６１号
平成２４年１１月１２日

ＬＰガス安全安心運動の進捗状況等について

正 会 員 各位

(一社) 全国ＬＰガス協会

ＬＰガス安全安心向上運動の進捗状況等について (ご報告)

標記につきましては、都道府県協会に対し、去る９月１３日付け全Ｌ協保安２４第４２号において、本運動の進捗状況（平成２４年度上半期（Ｈ２４年４～９））について、また、１０月１２日付け同５１号においてアンケートをお願いしたところです。

つきましては、その集計が別添のとおりとりまとまりましたので、報告いたしますとともに、本年の事故件数が昨年を大幅に超えることが予測されていることから、都道府県協会におかれましては、本運動の一層の推進を図っていただきますようよろしくお願いいたします。

直接会員におかれましては、各営業所に対し、所属の都道府県協会が実施する本運動の推進に一層ご尽力いただくようご周知方よろしくお願いいたします。

なお、アンケート結果の内容につきましては、本運動推進の課題として、今後保安委員会にて検討して行くこととしております。

以 上

１．進捗状況の概要 【都道府県協会がＨ２４．４～９ 末までに実施した主なもの】

(１) 販売事業者に起因する事故防止対策

販売店への講習会・・・・・・・・・・ ３７協会
販売店への個別訪問・・・・・・・・・・ ７協会

(２) ＣＯ中毒事故防止

販売店への講習会・・・・・・・・・・ １６協会
消費者へチラシ配布・・・・・・・・・・ １３協会
販売店へチラシ配布・・・・・・・・・・ ８協会
ＣＯ検知器の点検・検査・・・・・・・・ ４協会
販売店への個別訪問・・・・・・・・・・ ４協会

(３) お客さまの不注意による事故防止

販売店への講習会・・・・・・・・・・ １３協会
販売店への個別指導・・・・・・・・・・ ３協会
消費者への講習会・・・・・・・・・・ ３協会
消費者へチラシ等配布・・・・・・・・ １１協会
販売店へチラシ配布・・・・・・・・・・ ４協会
消費者団体と協賛研修会・・・・・・・・ ２協会
閉栓カバー設置促進・・・・・・・・・・ ９協会

(４) 自然災害等

販売店への講習会・・・・・・・・・・ ８協会
販売店への個別指導・・・・・・・・・・ ２協会
消費者団体と協賛講習会・・・・・・・・ ２協会

(５) その他

販売店への講習会・・・・・・・・・・ ５協会
販売店へチラシ配布・・・・・・・・・・ １協会
販売店への個別訪問・・・・・・・・・・ １協会

※詳細については、別添１の平成２４年度上半期「ＬＰガス安全安心向上運動」進捗状況一覧をご参照ください。

1. 業界団体が全国的に展開している対策や提言

②七協議会における行動基準の対策

日液協第24～71号
平成24年12月3日

会員保安責任者各位

日本液化石油ガス協議会
会長 川本 武彦
(印 略)

各種実態調査ご協力をお願い

平素は、LPガスの保安の確保にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
去る10月11日に七協議会連絡会議が開催され、以下の3項目が七協議会の行動基準として採択されました。

- (1) 消費者に起因するLPガス事故の防止対策としての閉栓カバーの普及促進
- (2) 事業者に起因するLPガス事故の防止対策としての調整器の期限管理の実態調査
- (3) 業務用CO中毒の事故対策機器の普及状況の実態調査

1. 上記採択事項に対しまして七協議会連絡会として以下の3点について実態調査を実施する事になりましたので、ご理解の上、ご協力賜ります様お願い申し上げます。

- (1) ヒューズガス栓への閉栓カバーの取付促進を行うと伴に経済産業省のホームページなどに掲載しているチラシを活用して消費者に注意喚起を促す(別添調査票A)
- (2) 交換期限を過ぎた調整器の故障により発生する事故を未然に防ぐ為、交換期限を超過している調整器についての現状を調査報告して頂く(別添調査票B)
- (3) 業務用施設におけるCO中毒事故の撲滅の為、今年も実態調査を実施(別添調査票C)

①対象

業務用施設であって、次の業務用機器を設置している施設。

対象機器：事故報告及び事故届に係る特定消費設備の業務用機種(通達「別表2」に記載)

業務用こころ、業務用オープン、業務用レンジ、業務用フライヤー、業務用炊飯器、業務用グリドル、業務用酒かん器、業務用おでん鍋、業務用蒸し器、業務用焼物器、業務用食器消毒保管庫、業務用煮沸消毒器、業務用湯せん器、業務用めんゆで器、業務用煮炊釜、業務用中華レンジ、業務用食器洗浄機、業務用その他

対象除外：喫茶店、小料理屋等業務用施設でも、対象機器が設置されていない施設は除外。

*上記以外の対象施設は各企業の判断による。

○日本液化石油ガス協議会を始めとする七協議会は、平成24年10月に以下の3項目を行動基準として採択し、実態調査を実施。平成25年3月に結果をとりまとめ予定。

- (1) 消費者に起因するLPガス事故の防止対策としての閉栓カバーの普及促進。
- (2) 事業者に起因するLPガス事故の防止対策としての調整器の期限管理の実態調査。
- (3) 業務用CO中毒の事故対策機器の普及状況の実態調査。

2. 保安教育の確実な実施 保安専門技術者指導事業及び地方における講習会等

液化石油ガス保安指導者の育成と講習会等の実施(委託事業)

液化石油ガスの保安に特化した指導者の育成を行い(保安専門技術者指導等事業)、その指導者が各地域で研修会を行ったり、中小の液化石油ガス販売所等で個別に指導を行うこと(地域保安指導事業)により、全体的な保安レベルの維持、向上を図る。

指導者の育成(保安専門技術者指導等事業)

- 保安専門技術者の育成(24年度実績:研修延べ27回、修了者数延べ228人)
 - ・法令指導講習
 - ・保安業務指導講習
 - ・CO中毒事故防止技術講習

指導者による地域保安講習会等の実施(地域保安指導事業)

- 地域保安講習会の実施(24年度実績:研修延べ151回、受講者数9,446人)
- 中小零細販売事業者への個別指導・点検調査指導
(24年度実績:事業所466、受講者数1,028人)

3. CO中毒等事故防止対策

①食品工場及び業務用厨房施設でのCO中毒事故防止注意喚起 (平成24年8月24日)

◎食品工場及び業務用厨房施設でのCO中毒事故

平成24年(8月時点):4件(死者0名、症者26名)、平成23年:13件(死者0名、症者41名)



食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止について(要請) ＜平成24年8月24日＞

○経済産業省から、次の団体の長あてに実施要請

全国LPガス協会、日本液化石油ガス協議会、全国LPガス保安共済事業団

高圧ガス保安協会、日本ガス協会、日本コミュニティーガス協会

○経済産業省から、次の関係省庁あてに、関係機関・関係団体への注意喚起を要請

総務省 消防庁 予防課

厚生労働省(健康局 生活衛生課、労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課)

農林水産省(食品産業局 企画課、食料産業局 食品製造卸売課、食料産業局 食品小売サービス課 外食産業室)

文部科学省 スポーツ・青少年局 学校健康教育課

国土交通省 観光庁 観光産業課

経済産業省(製造産業局 産業機械課、商務情報政策局 日用品室、商務流通グループ 製品安全課)

内容:ガス消費設備の使用者と管理者への注意喚起

- (1)ガス消費設備使用中は、冷暖房機を使用する時期においても、必ず換気(給排気)を実施。
- (2)ガス消費設備の点検(使用開始時と使用終了時、1日1回以上の作動状況点検等)及び異常時の適切な措置。
- (3)日頃からの手入れの実施、自然災害後及び停電時の注意。
- (4)グリスフィルター、脱臭フィルタートウの定期的な清掃又は交換。
- (5)万一の不完全燃焼に備えた業務用換気警報器の設置。

～平成22年度、23年度にも同様の注意喚起を関係省庁に要請～

要 請 文 書

(総務省消防庁宛の例)

事 務 連 絡

平成24年8月24日

総務省消防庁予防課長 渡邊 洋己 殿

経済産業省原子力安全・保安院保安課長 表 尚志

経済産業省原子力安全・保安院ガス安全課長

経済産業省原子力安全・保安院液化石油ガス保安課長 福田 敦史

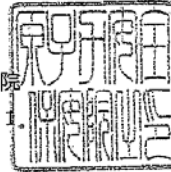
食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止について
(要請)

上記の件について、原子力安全・保安院は別添（NISA-241b-12-1）のとおりに、食品工場及び業務用厨房施設において液化石油ガス及び都市ガスの消費を行う者に対して注意喚起を行うこととしました。

つきましては、食品工場及び業務用厨房施設の都市ガス及び液化石油ガスの消費設備による一酸化炭素中毒事故防止のため、関係機関及び関係団体に対し、別添事項について注意喚起を行うよう要請します。

食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止について
(要請)

経済産業省原子力安全・保安院
NISA-241b-12-1



近年、食品工場及び業務用厨房施設において都市ガス及び液化石油ガス（以下「ガス」という。）の消費設備による一酸化炭素（以下「CO」という。）中毒事故が発生しています。平成 24 年は 8 月時点で、既に 4 件（死者 0 名、症者 26 名）発生しているほか、平成 23 年は 13 件（死者 0 名、症者 41 名）発生しています。これらの事故原因は換気が不十分で、消費設備が不完全燃焼を起こし、CO が発生したものです。

原子力安全・保安院は、食品工場及び業務用厨房施設におけるガスの消費設備による CO 中毒事故を防止するため、下記の事項について、ガスの消費設備の使用者及び管理者に対して注意喚起をします。

記

1. ガスの消費設備の使用中は必ず換気（給気及び排気の両方）を行うこと。特に夏期、冬期等冷暖房機を使用する時期においても、室内でガスの消費設備を使用する際には、必ず換気を行うこと。
2. ガスの消費設備の使用者及び管理者は、ガスの消費設備の使用開始時及び使用終了時に当該設備の異常の有無を点検するほか、1 日に 1 回以上、ガスの消費設備の態様に応じ、当該設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。
3. ガスの消費設備及び換気設備は、日頃から手入れをすること。特に台風、地震、積雪等の自然災害後は当該設備の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の使用

中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。また、停電中は、換気扇及び給排気設備が作動しない場合があるので、停電中にやむを得ずガスの消費設備を使用する場合は、窓を開けて換気をする等の措置を講じること。

- 4 排気ガス中に含まれる油脂等を有効に除去するために排気取入口に設置されるグリス除去装置（グリスフィルター）や、悪臭防止のために排気ダクト内に設置される脱臭フィルター等は、使用し続けると油脂等が付着して目詰まりを起こし、十分な換気量が確保できなくなることから、当該フィルターの定期的な清掃又は交換を実施すること。
5. 万一の不完全燃焼に備えて業務用換気警報器の設置が望ましいこと。

参考 1：平成 24 年 食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故一覧

参考 2：平成 23 年 食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故一覧

3. CO中毒等事故防止対策

②中部近畿産業保安監督部によるCO中毒事故防止に係る周知・啓発

1. 取組対象及び方法

- ・平成23年度から、中部地区におけるガス体業界の最大手である東邦ガス(株)と協力して食品関係団体等への説明やパンフレット※配布により、食品衛生責任者(飲食店・食品工場で選任義務付け)を対象として周知・啓発活動を実施。 ※配布パンフレット「業務用厨房でガスをお使いのみなさまへ ガス機器の正しい使い方」

2. 周知・啓発活動実績

(1)H23年度実績(H23年度合計 5385部配布)

- ・名古屋市:食品衛生責任者講習会会場(200部)、保健所(16カ所)、飲食店等営業許可申請窓口(480部)
- ・愛知県食品衛生協会:支部窓口(24カ所 2450部)
- ・岐阜県:保健所及びセンター窓口(11カ所)、飲食店等営業許可申請窓口(680部)
- ・岐阜市:食品衛生責任者講習会会場(150部)
- ・三重県:保健福祉事務所(8カ所)、飲食店等営業許可申請窓口(590部)
- ・三重県食品衛生協会:支部窓口(10カ所)、食品衛生責任者講習会会場(820部)
- ・石川県及び(社)石川県LPガス協会への協力要請(15部)

(2)H24年度実績(H24年7月26日現在)

- ・4月12日、愛知県めん類生活衛生協業組合理事会にて周知を実施。
- ・別途、各県庁及び県LP協会を訪問して啓発(三重県:今年4月17日、岐阜県:今年4月19日)。
- ・今年4月の愛知県めん類生活衛生協業組合に加え、岐阜県及び三重県の次の関係団体役員及び事務局に対し説明、周知を実施。なお、当該関係団体へは、今後、パンフレットを配布する予定。
- ・6月27日:岐阜県飲食生活衛生同業組合
- ・7月6日:三重県飲食業生活衛生同業組合、三重県喫茶飲食生活衛生同業組合、三重県料理業生活衛生同業組合、三重県旅館ホテル生活衛生同業組合

3. 今後の周知・啓発活動予定

- ・ガス事業者が行う警報器設置の取り組みの後押し、警報器業界との連携による取組について検討。

3. CO中毒等事故防止対策

③業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議

○業務用厨房施設等における一酸化炭素(CO)中毒により、消費者、労働者が被災する事故が多発している状況を踏まえ、危害防止に資する事故情報や行政の取組事例等の情報交換を目的として、関係省庁による会議を設置。

○平成22年4月に第1回を開催、平成24年8月2日で3回目。

○第3回は、事故の状況、普及啓発活動及び技術開発の状況について、報告を行うとともに、日本ガス協会、高圧ガス保安協会より、それぞれ業務用需要家の実態調査の結果について報告を受けた。

【参加省庁】

内閣府 消費者庁 消費者安全課

総務省 消防庁 予防課

文部科学省 スポーツ・青少年局 学校健康教育課

厚生労働省 健康局 生活衛生課

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

農林水産省 食料産業局 食品小売サービス課 外食産業室

農林水産省 食料産業局 食品製造卸売課

国土交通省 観光庁 観光産業課

経済産業省 製造産業局 産業機械課

経済産業省 商務情報政策局 日用品室

経済産業省 商務流通グループ 製品安全課

経済産業省 原子力安全・保安院 ガス安全課

経済産業省 原子力安全・保安院 液化石油ガス保安課

3. CO中毒等事故防止対策

④経済産業省(本省)から厚生労働省への協力依頼

経済産業省本省は、CO中毒事故の防止のため、厚生労働省及びその関係団体に対して、以下のとおり、周知・啓発を行った。

○平成24年6月20日、CO中毒事故防止を調理師の資格取得時に講習科目として組み込まないか、厚労省健康増進課を訪問し、相談。概要以下のとおり。

・調理師資格を取得する方法は、①2年以上の実績+試験、②養成施設卒業、の2通り。

①は都道府県が試験等を実施。②は厚労大臣が指定する調理師養成施設が実施。

・要請施設の団体「全国調理師養成施設協会」に相談してみてはどうか、との助言あり。

○平成24年7月3日、全国調理師養成施設協会を訪問し、相談。概要以下のとおり。

・全国にある調理師の養成施設約270箇所中、211箇所が加盟。

・教科書の改訂は2、3年先。今すぐに教科書にCO中毒関連の掲載はできない。

・今すぐできる協力としては、加盟者に向けて、電媒で情報発信をすることは可能。

→経産省からパンフレットのURLをお伝えしたところ、7月20日付け協会の機関誌に掲載(別紙参照)。

○平成24年7月9日、食品衛生責任者を活用してCO中毒事故防止を行えないか、厚労省監視安全課を訪問し、相談。概要以下のとおり。

・食品衛生責任者の資格要件、講習内容、テキスト等は、都道府県に任せており、講習やテキストにCO中毒を盛り込むかどうかは各都道府県次第。

・各都道府県のLP保安行政部局から、衛生部局にアプローチすることが効果的、との助言。

→7月26日の都道府県保安担当課長会議において伝達。

ZENCHOKYO MONTHLY NEWS

月刊 全調協ニュース

(社)全国調理師養成施設協会
〒151-0053
東京都渋谷区代々木1-60-5
南新ビル新館6階
TEL 03-3374-5381
編集人 服部 幸彦

目次

- ・公益社団法人移行認定正式申請..... 1
- ・いよいよ再開！食育フェスタ①..... 2
- ・第28回調理技術コンクール情報..... 5
- ・Shoku-ikuでニッポン再生！④..... 6
- ・調理師養成施設指導要領改正検討..... 11
- ・「世界料理サミットTokyoTaste2012(東日本大震災復興支援+G9)」
に学生1,000名を招待..... 12
- ・業務用厨房でのCO中毒事故防止対策..... 14

地区協議会だより	<東北地区協議会>	16
賛助会員紹介		17
お知らせ		18
祝		19

家庭用などの調理室でCO(一酸化炭素)中毒事故が発生しています。

ガス機器を使うときは、 家^{で使うとき}と同じように、 必ず換気をしましょう。

換気が不十分のままガス機器を使い続けると不完全燃焼を起こし、COが発生する原因になります。COは毒性が強く、死に至る危険性もあります。事故を防ぐために、次のポイントを守ってください。



ポイント1 必ず換気(給気と排気)を！

換気には給気と排気が必要です。ガス機器を使うときは、窓を開けるなどして外の新鮮な空気を取り込みましょう。また換気扇など回して、汚れた空気を室内から外に出しましょう。



ポイント2 日々のお手入れ！

油の汚れなどで排気口やダクトが目詰まりすると排気不良となり、CO中毒を起こす原因となります。お手入れと点検をしましょう。



ポイント3 CO警報器の設置

警報器の設置を強くおすすめします。不完全燃焼によって発生したCOをいち早くキャッチし、音声やブザーで警報。事故を未然に防ぎます。



ポイント4 五箇のサイズに合った網を使用しましょう！

五箇のサイズに適合しない網を使うと、換気に必要な空気が吸い込まれず不完全燃焼を起こす原因となります。

食卓の調理室において、ガスコンロの使用中に7名がCO中毒の症状(頭痛、吐き気)を訴える事故が発生しました。原因はコンロの不完全燃焼でCOが発生し、換気扇回して必ず換気と認知ができていなかったためと特定されました。

経済産業省
原子力安全・保安院

業務用厨房でのCO中毒事故防止対策

—— 今改めてガス機器の正しい使い方を学ぶ ——

業務用厨房での事故というと、刃物による手の怪我や火傷などはすぐに思い浮かぶが、ガス機器による事故、中でもCO（一酸化炭素）中毒による事故などは、あまりピンと来ないだろう。

また、中毒といえば、連想するのは、毎年1,000件以上発生する食中毒であり、年に十数件のCO中毒などは、やはり意識の外に置かれがちである。

先般、経済産業省の液化石油ガス保安課の担当官が協会事務局を訪れ、この業務用厨房におけるCO中毒事故の予防・防止について、協力を依頼された。

その内容を紹介する。

ポスターとパンフで、より具体的に注意喚起

改めて言うまでもないが、CO中毒は、いわゆるガス漏れによるものではなく、ガス機器の不完全燃焼によって起こるものである。燃焼前のガスには臭いが付いているため、ガス漏れには気づきやすいが、不完全燃焼により発生したCOは無色無臭であるため、気づくのが遅れ、被害が重篤化しやすい。また、気体であるガスは自由自在に空气中に拡散するため、厨房内だけでなく食堂にも入り込み、被害が拡大する恐れがある。

さらに、CO中毒は、換気忘れや機器の整備不良など、人為的な不注意によるものであり、ガス機器の正しい使い方により、事故をゼロにすることが可能となる。つまり、ガス機器を使う調理人の注意喚起こそ、事故予防対策の最重点事項といえるのである。

そういうことから、調理師養成施設の学生に、改めてガス機器の正しい使い方、注意点をきちんと学習してもらい、CO事故防止につなげてもらえたらというお願いがあった。

そして、調理人の注意喚起のために作成したポスターとパンフレットが掲載されている下記URLが紹介された。

どちらも、イラストが豊富で大変分かりやすい内容となっている。特に、パンフレットには「厨房でのガス安全チェックシート」もあって実践的活用ができる

ことから、これをダウンロードして学習に役立てることをお勧めする。
なお、ポスターのデータ画像は、本誌の巻頭広告ページに掲載している。

<ポスター> http://www.nisa.meti.go.jp/sangyo/lpgas/files/gaskiki_kanki.pdf

<パンフレット> <http://www.nisa.meti.go.jp/sangyo/lpgas/files/chubomanyuanu.pdf>



CO中毒事故防止注意喚起のためのパンフレット